

第3回 生駒市法令遵守委員会
会議録

日 時 平成20年3月27日(木) 10:00~11:30
場 所 生駒市役所4階 402会議室
出席者 比山節男委員長
秋田仁志委員
河良彦委員

安井企画財政部長、今井企画政策課長、
川島企画政策係長、小北企画政策課主査

議案

1 開会

2 案件

(1) 法令遵守推進制度の運用状況について

○事務局から1月・2月の運用状況について説明

(要望等の記録)

- ・記録件数は、1月分で29件、2月(暫定)分で29件
- ・公職者以外である個人からの要望が多い
- ・苦情に分類される内容が多く見受けられる

(公益目的通報)

- ・公益目的通報、通報に関する相談ともに事例はありませんでした。

○要望等の記録について

秋田委員 前回の報告でも都市整備部に記録件数が集中しており、厳格な運用をしていると思われるが、他の部署がこれでいいのか確認が必要である。

条例の第16条で委員会は意見を述べるができるということも踏まえ、今まで件数が少ない、又は0件が続いている部署については、条例第7条の記録の例外を適用していると思うが、それが適切かどうか判断するため、要望者の数や簡潔な要望内容、記録していない理由を、例えば1週間だけでも調査(サ

ンプリング)してもらいたい。

事務局 前回の委員会でも意見をいただいたことから、市長、教育長と全部長からなる法令遵守対策会議で、委員会からの意見を報告して周知を促しているところである。

その効果を見てから、必要な調査など次の段階に向かいたいと考えている。

秋田委員 現段階で何もしないよりは、簡潔な調査を行った方がいいと思う。

比山委員長 例えば4月の一定期間で調査を行って、件数、件名、簡単な内容と条例第7条の例外に該当する理由を出してもらいたい。その上で適正に行った結果なのかどうか判断したい。

事務局 3月分の要望等の状況を見て、改善が図れていなければ対応したいと考える。

秋田委員 特定の部局に偏った状態が続けば、記録している部署が「なぜ自分の部署だけが書かないといけないのか」となり、フェードアウトしかねないと思う。

比山委員長 条例第7条のどの規定に該当して記録していないのかについて、分かる程度の調査は行っていただきたい。

秋田委員 例えば、我々委員が1時間程度実際に現場を見るとか、担当部署へのヒアリングをしてもいいかと思う。

事務局 記録することは、職員を守ることにもつながるので、メモ代わりに残してもらってもいいのだが、いざ記録となると、ワープロで清書してしまうといった傾向もあるのではないか。

秋田委員 職員の方を不当な要求から守るためにも習慣づけた方がいい。上司が課員の業務の状況を把握するためにも記録はすべきではないか。

(2) その他

○事務局から不当要求該当案件について概要報告

比山委員長 入札の指名停止に関連する案件ということだが、指名停止とする根拠条項があると思うがその要件を明確にするといった見直しにつながればいいと考える。

事務局 要綱として定めているが、誰が見てもわかるような形にすべきであると考えている。

今回の案件は、法令遵守推進条例の不当要求行為への対応に関する条項に沿って処理を進めている。不当要求行為かどうか判断が難しい場合は、本委員会に諮問させていただくこととなるが、今回は市長側で判断させていただいた。

秋田委員 今回の件については、要望等の内容はともかく、要求の方法、手段が明らかに不当要求に当たると思うが、代理人を立てるなどの方法であれば不当要求

には当たらないであろう。

今回の件では、法令遵守推進条例の第10条第4項（委員会への諮問）までは不要ではないかと考える。

○監査委員事務局による事務の補助執行について

事務局 法令遵守推進条例に関する事務を監査委員事務局職員の補助執行という形でやっていたと考えている。

現在の事務局である企画政策課は、特命業務等も多く、できるだけ公正中立な立場にある機関が行った方が望ましいと判断し、監査委員事務局で行う協議をしているところである。

秋田委員 いつから実施となるのか。

事務局 4月1日からとなる。

大規模な市では法令遵守を単独で所管する課を設置することも可能だろうが、市長からの特命事項や内部の事業を行わないところの方が望ましいということで、協議をお願いしている。

○次回日程について

- ・次回の会議は、5月19日（月） 午前10時から

秋田委員 事務局が変更になるということで、今回は現在の事務局も出席されるのか。

事務局 出席いたします。

3 閉会

比山委員長 以上で第3回会議を終了します。